

国税庁職員の顧問契約等及び再就職等規制に係る在職中の禁止行為について

平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁職員の顧問契約等及び再就職等規制に係る在職中の禁止行為については、訓令の一部改正を行い、令和 8 年 7 月 10 日から次のとおり施行しますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 顧問契約等を前提とした在職中の禁止行為（対象：全職員） ※従前どおりの取扱い

税理士業務に係る顧問契約等を目的として、①自己及び他の職員（元職員を含みます。以下、同じ）の情報を提供すること、②情報を要求すること、③顧問契約等を要求・約束することを規制します。

○ 税理士法人等に対するあっせん行為の規制（対象：全職員） ※改正によって、個人の税理士を規制対象に追加

税理士法人等（税理士法人、税理士、通知弁護士法人等及び通知弁護士をいいます。以下、同じ）へのあっせん行為（国税庁職員が、他の職員を再就職させる目的で、①情報提供すること、②情報を要求すること、③再就職を依頼・要求すること）を規制します（税理士法人及び弁護士法人に対するあっせん行為は、国家公務員法によっても規制されています）。

○ 税理士法人等に対する在職中の求職活動の規制（対象：幹部職員及び指定官職職員） ※改正によって、追加

1 幹部職員（国税局長・沖縄事務所長・国税不服審判所長・国税局部長及び税務署長）については、官民人材交流センターを通じて求職活動を行う場合を除き、全ての税理士法人等に対する在職中の求職活動を規制します。

※ 管轄区域内の税理士法人等に対する求職活動は、官民人材交流センターを通じて行う場合であっても、規制します。

2 指定官職職員（幹部職員を除きます。）については、官民人材交流センターを通じて求職活動を行う場合を除き、管轄区域内の税理士法人等に対する在職中の求職活動を規制します。